

## 東京大学伊藤国際学術研究センターの使用に関する内規

平成23年12月15日

総長 裁定

改正 平成24年10月1日

改正 平成25年12月20日

改正 平成27年2月13日

改正 平成30年1月18日

改正 令和元年8月29日

改正 令和2年9月18日

### (趣旨)

第1条 この内規は、東京大学伊藤国際学術研究センター規則第6条の規定に基づき、東京大学伊藤国際学術研究センター（以下「センター」という。）の使用について必要な事項を定める。

### (使用の範囲)

第2条 センターに置かれる別表1に掲げる施設は、次の用途に使用することができる。

- (1) 部局等（東京大学基本組織規則（平成16年4月1日東大規則第1号）第3章及び第4章に掲げる組織並びに教育学部附属中等教育学校及び医学部附属病院（以下「部局」という。）が主催する行事及び会合
- (2) 本学の教員が主催する国際会議等
- (3) 本学の教員が関係する学会その他の学術団体が主催する学術に関する会合
- (4) 本学の本部事務組織又は部局事務組織が主催する会合、公開講座
- (5) 本学の国際交流、社会連携及び産学連携に資する会合・式典
- (6) 本学の教職員、学生及び卒業生の教育、福利厚生及び連携を目的とする会合・式典
- (7) 前各号に定めるもののほか、管理運営責任者が適当と認めた会合等

2 センターに置かれる別表1に掲げる施設は、管理運営責任者が認めた場合、本学の国際交流・教育研究活動のために使用することができる。なお、使用にあたっては東京大学伊藤国際学術研究センターの教育研究スペースの使用に関する内規を準用する。

### (使用者の範囲)

第3条 センターを使用することができる者（以下「使用者」という。）は、原則として本学の教職員、学生及び卒業生並びにその紹介を受けた者とする。

### (申込み、許可及び取消し)

第4条 使用者を代表し使用の責任を負う者（以下「使用責任者」という。）は、所定の使

用許可申請書に所要事項を記入の上、運営室に申し込まなければならない。

- 2 前項の使用許可申請書の提出があった場合は、運営室において所定の事項を確認した後、管理運営責任者が使用の許可を与えるものとする。
- 3 使用責任者は、使用許可を第三者に譲渡したり、許可された内容以外の目的で第三者のために使用してはならない。
- 4 管理運営責任者は、次の各号の一に該当するときは、既に与えた使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。
  - (1) 使用許可申請書に記載された事項が事実と反するとき。
  - (2) センターの指定する期日までに使用料の納付がないとき。
  - (3) 天災その他のやむを得ない事情があると認めるとき。
- 5 前項の規定により、使用許可を取り消し、又は使用を中止させる場合には、すみやかに使用責任者に通知しなければならない。
- 6 第4項第3号の規定により、使用を中止させたときは、既納の使用料の一部又は全部を返還するものとする。
- 7 第4項の規定により、使用許可を取り消し、又は使用を中止させた場合に使用者に生じた損害については、使用責任者が一切の責任を負うものとする。

(使用料等)

- 第5条 使用責任者は、別表1に定める使用料に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を納付しなければならない。ただし、特別使用料の適用を受ける場合は、この限りでない。
- 2 使用責任者が使用を取り止め、又は管理運営責任者により使用許可を取り消された場合、使用責任者は、別表2に定める取消料を納付しなければならない。ただし、前条第4項第3号の規定により、管理運営責任者が使用許可を取り消す場合は、この限りでない。
  - 3 第2条第2項に掲げる使用にあたり、管理運営責任者が認めた場合、使用期間、使用料、光熱水料及び情報通信料について、使用責任者と管理運営責任者の間で協議し、決定することができる。

(第3条に掲げる者以外の使用)

- 第6条 使用日の6月前までに第3条に掲げる者による使用の申込みが無い場合において、第3条に掲げる者以外の者であっても、センターの使用を申し込むことができる。この場合において、当該使用者は、次の規定に従う。
- (1) 特定の政治・宗教団体の活動を行わないこと。
  - (2) 営利目的の会合等を行わないこと。ただし、その運営及び建築物の維持管理の為に必要な範囲で受講料などを徴収することを妨げない。
  - (3) 使用目的につき公共性に配慮し、国立大学の構内の行事としてふさわしいものに限る。当該使用責任者は本学の名誉を利用してはならないこと。

(禁止行為)

第7条 管理運営責任者は、使用者が次の各号の行為を行った場合において、当該使用者の退去を命じる等必要な措置を講じるものとする。

- (1) 本学周囲に迷惑を及ぼすような用途に使用すること。
- (2) 本学の品位を損なうような用途に使用すること。
- (3) 本学の教育研究活動の実施に支障が生じる可能性がある用途に使用すること。
- (4) 前各号のほか、その使用により本学の公共性及び公益性を損なうおそれがある用途に使用すること。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用責任者は、使用者を代表して、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 許可なく設備を移動し、又は特殊の設備を無断で設置しないこと。
- (2) 借用した設備、備品類は終了後、速やかに原状に回復すること。
- (3) 施設、設備又は備品類に損害を与えた場合は、直ちに運営室に届け出るとともに、原状に回復すること。ただし、原状回復が困難と認められる場合には、その損害を賠償すること。
- (4) 使用時間を厳守すること。
- (5) 使用した部屋を原状に回復し、運営室の点検を受けること。
- (6) センター内の他の使用者に迷惑を及ぼすような行為はしないこと。
- (7) 外部より持ち込んだものは、全て持ち帰ること。ゴミについても、原則として持ち帰ること。
- (8) センター内に張り紙をしないこと。
- (9) その他運営室の指示に従うこと。

(飲食)

第9条 大教室における飲食は、原則として禁止する。ただし、管理運営責任者が特別に認めた場合は、この限りではない。

2 研究発表スペースにおける飲食は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 第2条各号に掲げる使用に付帯する場合
- (2) 本学教職員、学生、卒業生及び本学の活動に資する者の福利厚生を目的として飲食のみに使用する場合

(運営室に対する事前相談)

第10条 使用責任者は、次の場合においては、事前に運営室に申し出てその指示に従うものとする。

- (1) 案内等の為にセンター内外に取り外し容易な看板等を立てる場合
- (2) センター内で行うシンポジウム等関連の書籍販売を行う場合
- (3) センター内で写真及びビデオ撮影を行う場合
- (4) 次条に定める使用時間以外に使用する場合

(5) センターと業務委託契約を結ぶ者以外からの飲食の提供を行う場合

(使用日・時間)

第11条 センターの使用日は、原則として、12月30日から翌年1月4日までの期間を除き、通年とする。

2 センターの使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前の部 9:00～12:00
- (2) 午後の部 13:00～18:00
- (3) 夜間の部 18:00～21:00

(管理のための出入り)

第12条 運営室職員は、管理運営上必要があると判断した場合には、センターの使用中でも、随時立入ることができる。

(補則)

第13条 この内規に定めるもののほか、センターの使用等に関し必要な事項は管理運営責任者が別に定める。

附 則

この内規は、平成23年12月15日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年10月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成25年12月20日から実施し、改正後の東京大学伊藤国際学術研究センターの使用に関する内規は、平成25年9月6日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年10月1日から実施する。

附 則

1 この裁定は、平成30年4月1日から実施する。

2 この裁定の実施前に申込みがされた使用に係る取消料については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この裁定は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年10月1日から実施する。

## 制 定 理 由

東京大学伊藤国際学術研究センター規則第6条の規定に基づき、東京大学伊藤国際学術研究センターの使用について必要な事項を定めるため、この内規を制定するものである。